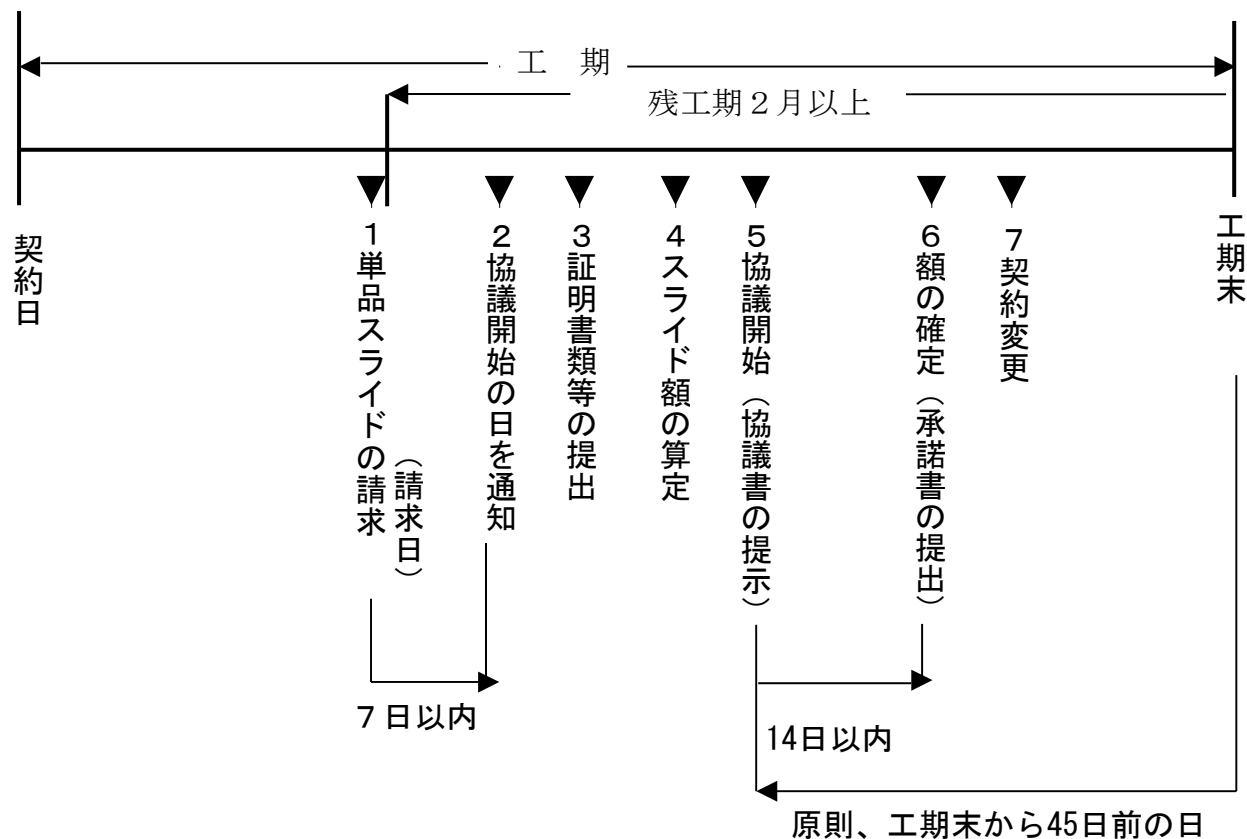


## 岡垣町工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用手順



### 1 単品スライドの請求

受注者は、請負代金額の変更請求額（概算額）を計算の上、工事担当課に[様式1]に[様式1-1]を添付し、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求を行う。（残工期が2月以上ある場合に限る。）

受注者は、詳細に数量計算ができる場合は、[様式1-1]に代えて[様式3]（必要に応じて[様式3-1]、[様式3-2]、[様式3-3]）を提出することができる。

### 2 協議開始の日を通知（請求を受けた日から7日以内）

工事担当課は、受注者の意見を聴いたうえで協議開始の日を定め、[様式2]により受注者に通知する。（町が7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、町に通知することができる。）

### 3 証明書類等の提出

受注者は、変更請求後、できる限り早期に（遅くとも協議開始の日までに）各対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先、搬入月又は購入月等及び変更請求額を記載した書類【[様式3]（必要に応じて[様式3-1]、[様式3-2]、[様式3-3]）及びその内容を証明する資料（納品書又は請求書又は領収書等）】を工事担当課に提出する。

### 4 スライド額の算定

工事担当課は、受注者から提出された証明書類等を基に価格変動後における単価を算定し、対象数量を算出し、スライド額を算定する。（別添「単品スライド条項の運用基準」等参照）

### 5 スライド額の協議開始（原則として、工期末の45日前の日）

工事担当課は、算定したスライド額について協議書[様式4]を提示し、受注者と協議する。

### 6 スライド額の確定（協議開始の日から14日以内）

受注者は、合意したスライド額について工事担当課に承諾書[様式5]を提出する。（協議が整わない場合（受注者が承諾書を提出しない場合）は、町が定め、受注者に通知する。[様式6]）

### 7 契約変更

工事担当課は設計変更し、契約担当課に契約変更を依頼する。

### 8 その他

基本的には、国土交通省の「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）」の考え方に準じた運用とする。